

「いじめ防止基本方針」

沖縄県立那覇商業高等学校定時制課程

I いじめ防止のための対策に関する基本方針

1 基本理念

いじめは、それを受けた生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであって、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員自身が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、「士魂商才」「自主独立」という校訓を掲げ、自立心を培い、創造性、国際性に富んだ心身ともに健全な産業人として、地域社会に貢献する人材の育成を教育の目標として日々教育活動に取り組んでいる。この教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。」

「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- (2) いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。
- (3) インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- (4) いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- (5) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。

3 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように、保護者、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめ防止、いじめ問題対策に関する校内組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。

1 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、中退対策係、生徒指導主任、学年主任、教育相談、養護教諭、関係担任（必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関と連携して対応する）

2 「いじめ対策委員会」の役割

(1) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

いじめ防止の取り組みについて PDCA サイクルに基づき検証を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

(2) 教職員への共通理解と啓発

- ① 年度初めの会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の理解を図る。
- ② 学校評価アンケートや学校生活アンケートの結果を集約・分析し教職員へ周知する。
- ③ いじめ対応に関する職員研修を行う。

(3) 生徒、保護者への情報発信と意識啓発

学校ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価アンケート結果等を発信する。

(4) いじめ事案への対応

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた支援を検討する。

III いじめ防止のための基本対策

1 基本対策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① いじめは人間として絶対に許されない、という雰囲気や学校全体に醸成していき、いじめにつながる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。
- ② 教育活動全般を通じて、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。
- ③ 保護者や他関係者との連携を図りつつ、生徒のいじめ防止につながる諸活動を支援する。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。

2 いじめの未然防止対策

- (1) 授業の充実：分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る。
- (2) 多様な価値観を認める HR 活動の充実を図る。
- (3) 「決まりを守る、自分を律する」規範意識の醸成を図る。

- (4) 情報モラル教育の充実を図る。
- (5) いじめは人権侵害であるという意識を高め、人権意識の高揚を図る。
- (6) 部活動を通し帰属意識や協調性を育む。
- (7) 互いに認め合える人間関係構築に努め、自己有用感や自己肯定感の高揚を図る。

3 いじめの早期発見のための対策

- (1) 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - ① 学校評価アンケート (1月)
 - ② 人づきあいのアンケート (SERAPLUS) (5月、10月)
 - ③ 学校生活アンケート (9月、12月)
- (2) 日常における教職員の生徒観察
 - ① 担任、教科担当等、それぞれの視点で生徒を観察する。(別紙「学校における生徒観察の視点」参照)
 - ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
 - ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
 - ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じ、教育相談につなげる。
- (3) 保護者・関係機関との連携
 - ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
 - ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
 - ③ PTA総会、三者面談、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。(別紙「家庭用『いじめ早期発見チェックリスト』」参照)
 - ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

4 いじめへの迅速対応のための対策

- (1) 事実確認方法
 - 関係する生徒への事情聴取や緊急アンケート等の実施により、迅速かつ正確な事実確認を行う。
- (2) 被害者のケア
 - ① 被害生徒を守り通すという姿勢を持ち、安心して話せる雰囲気づくりを心がける。
 - ② 教育相談係を中心にスクールカウンセラーと連携し対応にあたる。
 - ③ 被害者の保護者に対して状況報告等の連絡を早急にとる。
- (3) 加害者の指導
 - ① 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
 - ② 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
 - ③ 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
 - ④ 加害者の保護者に対して状況報告等の連絡をとる。
 - ⑤ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。

- ⑥ 暴力を伴わないいじめにおいても被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

5 いじめの再発防止対策

- (1) 外部関係機関との連携・相談を心がける。
地域の交番や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 事後の調査等で再発の有無を確認する。
 - ① 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
 - ② 生徒情報交換会等に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
 - ③ 「生徒・教職員が生き生きと活動できる協調と連帯感のある学校」をめざし、学校生活アンケートや学校評価アンケート等において実態把握に努める。

III 重大事案への対応

- 1 重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- 2 外部関係機関と連携し、適切な対応にあたる。
- 3 被害生徒・保護者、加害生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について経過報告を含め、その説明に努める。
- 4 いじめ対策委員会を中心に、速やかに再発防止についてまとめ、取り組む。

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
給 食 時	<input type="checkbox"/> 給食にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人で残ることが多い <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする <input type="checkbox"/> 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 小動物に残酷行為をする <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：098（866）6555

いじめ重大事態発生時の対応

